

## 御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	条項	質問	回答
1	I-2	本監督基本方針は「監督行政の透明性及び均一性」を確保することを目的とされていることから、本省、各経産局において、割賦販売法の見解に相違が発生しないような運用をお願いしたい。	御指摘のような事態が発生しないよう、本省及び各経済産業局の連携を密に図りながら、割賦販売法を運用してまいりたい。
2	I-3	本監督方針における監督の意味を記載した中で、(1)の検査等、(2)の行政指導等の「等」とは、その前に記載されていること以外に、具体的には何を指すのか。 特に(2)の「等」はⅡ-3-2の「監督上の措置」では「行政処分」と「行政指導」の2つしか記載されていないなかで、6行目の「等」は何を指しているのか。 「情報収集」「監督上の措置」に具体的に記載されている、「検査」等や、「行政指導」等以外の方法が想定されているのであればそれを明示いただき、内容についてご説明していただきたい。	情報収集に係る「検査等」については同ページで後に記述されている物件提出命令等を指している。また、情報収集に係る手段は同ページに列挙されているものに限定されないと考える。 「行政指導等」における「等」については不要と考えられることから、削除させていただく。
3	I-4-4	「経済産業省は、監督・検査の実施において、協会会員による自主規制の遵守状況にも留意する必要がある」とされているが、協会会員が自主規制を遵守して自主規制の変更等にあたり協会の指示・要請に基づき対応している限り、Ⅱ-3-2-1-2に例示される基準に該当しないと考えてよいか。	審査基準は法令違反行為に対してどのような行政処分を講じるかについての判断基準であり、Ⅱ-3-2-1-2に例示した事項は、その際に考慮すべき観点を示したものの。個々の自主規制違反をもって直ちに処分することはないが、業務運営体制の適切性の総合的な判断材料の一つとして、協会会員による自主規制規則の遵守状況を取り扱う場合がありえることを否定するものではない。
4	I-6	該当箇所において規定されていない用語であって、第2章以下に用いられている用語の意義を明らかにしていただきたい。 例えば、「購入者等」のようにⅡ-6に列挙されていない用語であり割賦法に定めがある用語は、意見対象の趣旨に照らし、割賦法の定めのとおりと解してよいか。	貴見の内容を参考とさせていただき、I-6を修正した。
5	Ⅱ-2	法令には規定されていないが消費者保護や適正なクレジット取引の実現の確保の観点から実施することが望ましい事項については、法令に規定されていない事項であることから、対応を強制されることはないかと解してよいか。  【同様の御意見：他2件】	割賦販売法に違反していない限り、同法に基づいて対応を強制することはない。
6	Ⅱ-2-1	(1)と(3)に定期的という言葉が出てくる。定期的とはどのくらいの間隔をおいてのことなのか、この文章の書き手と受取り手では異なった間隔を考えるのはありうる。定期的という具体的にない言葉を使わず、半年とか1年とか具体的に書くよう希望する。	原案のとおりとさせていただく。「定期的」の期間について、一般的な例や基準を挙げて示すのは困難。個別の案件に即して、行政が個社の対応の適否を判断していくこととなる。

番号	条項	質問	回答
7	Ⅱ-2-2-1-1	<p>信用購入あっせん業者は、過剰な与信の発生を未然に防止するため、割賦法に基づく支払可能見込額調査を適切に行い、その調査の結果に基づいた与信を行わなければならない。このために信用購入あっせん業者が留意することが(1)～(4)に掲げてあるが、抽象的な内容で、事業者の抜け道になる恐れがある。例えば、(2)支払見込額を超える与信の禁止義務の適用除外としては、支払総額が10万円以下の耐久消費財、生活に必要な耐久消費財、特定継続的役務以外の教育、生命、身体保護を目的とした緊急を要する商品・役務が該当するが、個々の取引が適用除外に該当するか否かは、当該購入者の生活実態、必要性、購入意思に関する丁寧な調査・確認を行い、取引ごとに判断することが必要、となっている。信用購入あっせん業者の独自の判断で与信審査が行われることがないよう具体的な判断基準の明示を希望する。</p> <p>(4)-②の預貯金に「購入者等から申告された預貯金の金額を基礎として合理的に算定した額を必要に応じ算定すること」という文面がある。この場合、合理的に算定とはどのように算定した額なのか。①の年収や③の固定資産等では年齢や勤務先等の情報や資産などは現物があるので推定できると思うが、預貯金の推定はこの文面からはよく理解できない。</p>	<p>(前半について) 適用除外に該当するか否かに係る判断は、個々の購入者の置かれている事情に大きく依拠することから、一般的な基準を定めて一律に判断を下すことは困難。個別の案件に即して、行政が個社の対応の適否を判断していくこととなる。</p> <p>(後半について) 「合理的に算定した額」について、一般的に具体的な例を挙げて示すのは困難。個別の案件に即して、行政が個社の対応の適否を判断していくこととなる。</p>
8	Ⅱ-2-2-1-1(4)	<p>支払可能見込額の算定にあたっては、消費者の生活を維持する観点から、省令において「自己の居住の用に供する住居その他自己の居住の用に供する建物又は住宅の用に供されている土地若しくは当該土地に設定されている地上権」の加算を禁止している。一方、「支払可能見込額の算定に影響を与える事項であって客観的に判断できるもの」については、特に除外事項は定められていない。</p> <p>このため、「生活に必要とされる資産を加算しないこと」とは、審査基準(別紙2)の項番6に示されている「生活に必要とされる固定資産」をいい、具体的には居住用住居等を指すと理解しているが、それでよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
9	Ⅱ-2-2-1-1(4) ③	<p>省令第71条第5号において、個別信用購入あっせんに係る方法により購入される商品の価額を加算することが許容されている。</p> <p>このため、基本方針(案)の「自動車等の資産」とは、既に保有しているものをいい、個別支払可能見込額調査の対象となっているクレジット申込みに係る自動車等は、個別支払可能見込額に加算することができると理解しているが、それでよいか。</p> <p>【同様の御意見：他1件】</p>	<p>個別信用購入あっせん関係受領契約の締結は、法第35条の3の3、法35条の3の4の規定に抵触しない範囲で許容されるものであるから、自動車等の資産が生活の維持に必要な資産であるような場合において、当該資産を個別支払可能見込額に加算することは許容されない。</p>
10	Ⅱ-2-2-1-1(5)	<p>ボーナス一括払いでは手数料の負担者がいないので、手数料の負担者を明確にする必要はないと解してよいか。</p> <p>【同様の御意見：他3件】</p>	<p>貴見の内容は、修正の参考とさせていただきます。</p>
11	Ⅱ-2-2-1-1(5)	<p>実務上、ボーナス2回払いのように支払期間に関わらず現金価格(頭金がある場合は、頭金を控除した額)に対して一定の割合を乗じて信用購入あっせんの手数料を算定している場合、所定の支払いがなされた場合の手数料の料率が、稀に出資法第5条第2項に規定される割合を若干超える場合が想定される。本事項は、割賦販売法の規定にはない事項であり、且つ「留意するものとする」とされていることから、前述したような場合は、直ちには業務の適切性に問題があると判断されることはないかと理解しているが、それでよいか。</p> <p>【同様の御意見：他1件】</p>	<p>割賦販売法上の問題はないものの、出資法第5条第2項に規定される割合を超えないことが望ましい。</p> <p>また、割賦販売法に違反していない限り、同法に基づいて対応を強制することはない。</p>

番号	条項	質問	回答
12	Ⅱ-2-2-2	<p>該当箇所の「取引に起因する苦情等の対応が適切にはかられる環境が確立していることが重要である」の記載につき、割賦法第30条の5の2に定める「苦情の適切かつ迅速な処理」と異なり、「取引に起因する苦情等」として「等」を付し、法令とは異なる記載とされた趣旨を明らかにしていただきたい。</p> <p>同様に、Ⅱ-2-2-4-1(3)における「委託業務に関する苦情等の処理体制」の「苦情等」の記載、Ⅲ-4-2-2-2(6)③における「苦情等に対して適切な処理を行う体制」の記載、Ⅲ-5-2-2-2/1.(8)③における「苦情等に対して適切な処理を行う体制」の記載、Ⅲ-5-2-2-3/4.(2)及び(3)における「苦情等に係る調査」及び「苦情等に係る調査記録」の記載についても法令と異なる記載とされた趣旨を明らかにしていただきたい。</p> <p>意見対象の趣旨に鑑み、「苦情」以外についても、その処理体制や記録について取組みを促すものであるならば、処理体制や記録の対象とすべき事項を明らかにしたうえで、「◇」を付すべきではないか。</p>	<p>これらの記載においては、「苦情」の他、問合せ、相談、抗弁の申出等が考えられ、個別具体的な事例に応じて対応することが求められるため、「苦情等」としている。従って割賦販売法で規定している範囲を超えるものではないことから「◇」を付す必要もないものとする。</p> <p>なお、Ⅱ-2-2-4-1(3)及びⅢ-5-2-2-3/4.(2)及び(3)に関する貴見の内容は、修正の参考とさせていただきます。</p>
13	Ⅱ-2-2-2-1(2) Ⅱ-2-2-2-2(2)	<p>取引条件の表示や書面交付では、省令により標準用語が定められており、当該用語の意味を表す場合は標準用語以外の使用が禁じられているが、それ以外の用語について法律による規制はない。</p> <p>このため、標準用語に定められていないが、法律条文で使用されている用語(例えば、「極度額」「個別信用購入あっせん関係受領契約」など)については、取引条件の表示や書面の交付において使用することは義務付けられていないと理解しているが、それでよいか。</p>	<p>法律条文上の用語と同一であるものと理解される必要があるため、法律用語を用いることが望ましい。</p>
14	Ⅱ-2-2-2-2	<p>(1)(2)に賛成。販売時のどさくさにまぎれ書類を渡される。販売員は、メリットの説明を何度も繰り返す、書類の難しい表現のデメリットは、簡単に済ませてしまうのが現状。わかりやすい表現の契約書で、理解できる言葉で丁寧な説明を望む。</p>	<p>貴見の内容は、参考意見として承る。</p>
15	Ⅱ-2-2-2-3	<p>3(1)(2)に賛成。販売業者は、物品等の契約をした消費者に「クレジット会社から確認の電話があったらハイハイと答えればよい」などと伝えている場合がある。消費者は契約内容をよく理解しないまま、販売業者に言われた通りに「ハイ」「ハイ」と返事をしている。このようなことがないよう、個別信用購入あっせん業者は、消費者がどのような契約をしたのか、当事者がその内容を理解しているのかを確認できるようなシステムを作ることを希望する。</p>	<p>貴見の内容は、参考意見として承る。</p>
16	Ⅱ-2-2-2-4/1.	<p>信用購入あっせん業者は、購入者等からの苦情を受付けることを信用購入あっせん業者及び加盟店の業務運営に係わる問題を把握する機会と捉え、業務改善や購入者等へのサービス向上のための有益な情報であると認識し、苦情に適切かつ迅速に対応することを基本方針として明記していることは当然とはいえ評価する。ただ、苦情処理体制が経営陣指揮下、定期的に検討される体制であること、とあるが、定期的というだけでは具体性に欠けると思う。経営陣が、全ての苦情を認識し、必要に応じて直接に把握、処理すること また、3ヶ月ないし半年毎にその内容を検討する体制とするなど、具体的に苦情処理体制の強化を図ること、と明記することを希望する。</p>	<p>苦情処理における経営陣の指揮のあり方や苦情処理体制について定期的な検討を行う期間については、個社の経営判断によるものであり、一律の基準を当てはめることは困難。個別の案件に即して、行政が個社の対応の適否を判断していくこととなる。</p>

番号	条項	質問	回答
17	Ⅱ-2-2-2-4 / 1. (5)	<p>苦情処理の調査の結果に基づく措置については、迅速な対応が求められ、また、その重要度に差がある点から、経営陣が直接判断をする場合だけでなく、担当部署の判断に必要な措置が行われている。</p> <p>このような場合であっても、担当部署の判断の根拠は、経営陣が定めた基準をもとにしていることから、「経営陣が判断をする体制」となっていると理解しているが、それでよいか。</p>	<p>貴見の内容は、修正の参考とさせていただきます。</p>
18	Ⅱ-2-2-2-4 / 1. (9)	<p>「代金相当額」とあるが「代金に係るクレジット債務」が適切ではないか。</p> <p>購入者等との間で清算金額が確定したあとは、提供済み分に係る代金を請求してもいいのではないかと。特に超える部分については請求しても良いことを明示していただきたい。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>提供済み分に係る代金の支払期限は到来しているわけであるから、清算金額が確定した時点で請求することは(清算金額については購入者等も承知しているわけであるから)、債権者として当然認められるべき権利であると考えます。</p>	<p>貴見の内容は、修正の参考とさせていただきます。</p>
19	Ⅱ-2-2-4-1(2) Ⅲ-4-2-4-1(4) Ⅲ-5-2-4-1(4)	<p>Ⅱ-2-2-4-1(2)及び施行規則第92条では定期的又は必要に応じて」となっているが、Ⅲ-4-2-4-1(4)及びⅢ-5-2-4-1(4)では「定期的」となっている。「定期的又は必要に応じて」で良いことを確認したい。</p>	<p>委託先の適切かつ適正な業務の運営の確保のため、「定期的」な業務状況の確認を行うことが望ましい。なお「必要に応じて」、随時業務状況の確認を行うこととする場合には、いかなる場合に確認を行うのか等について、社内規則等で明確に定め、運用する必要がある。</p>
20	Ⅱ-2-2-2-4 / 2. (4)	<p>省令第93条によれば、過量販売の該当性の調査は、勧誘方法調査その他の方法により知った事項から判断することとされており、実務では、勧誘方法調査の他に、自社が保有する購入者等の情報及び指定信用情報機関から提供された商品名等及び数量等の調査から知った事項に基づいて判断している。</p> <p>省令第76条第11項及び第12項に定められる勧誘行為の調査事項において、過量販売の該当性の調査は規定されていない。このため、「勧誘行為調査」において調査を行うとは、契約締結までに過量販売の該当性について調査すればよいと理解しているが、それでよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p> <p>ただし、契約締結までに過量販売の該当性の判断がなされるよう法第35条の3の5第1項に規定する勧誘行為調査における過量販売の該当性についての調査並びに自社が保有する購入者等の情報及び指定信用情報機関から提供された商品名、数量等の情報による調査の実施を求めるものである。</p>
21	Ⅱ-2-2-4-3 (2)	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律では、取引を行うに際して本人確認を行うこととされている。この場合の「取引を行うに際して」とは、「あらかじめ」までの間に」などのように取引が完了する前に必ず本人確認を終了させることを意味するのではなく、合理的期間内に本人確認を完了すべきという趣旨(「逐条解説犯罪収益移転防止法」(編著:犯罪収益移転防止制度研究会)69頁)参照)とされ、取引の開始後になっても合理的期間内であれば本人確認の実施が許容されている。</p> <p>クレジットカード会社は、原則としてカードが交付されるまでに本人確認を行うよう努めているが、特別な事情がある場合にはカード交付後に本人確認を完了する場合もある。このような場合には、犯収法に定める本人確認義務は履行していることから、問題がないと理解しているが、それでよいか。</p> <p>【同様の御意見:他3件】</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律においては「『合理的』な期間内に本人確認を完了すべき」と解されている。この点、クレジットカードについては、一旦交付等が行われると、国内外を問わず販売店等において利用することが出来るという特性から、交付時点までに本人確認を行うべきとするとは「合理的」である。</p> <p>なお、「特別な事情」について、念頭に置かれている具体的な内容があれば、参考のためにご教授いただきたい。</p>

番号	条項	質問	回答
22	Ⅱ-3-2-1-2(1) ①	<p>該当箇所の「広範囲にわたって多数の購入者等が被害を受けた又は受ける可能性」との記載につき、「広範囲にわたって多数」に該当する基準が不明瞭である。行政処分の基準として、個別の事案に即して判断されるために具体的な範囲や数を明示することができないならば、「広範囲にわたって多数」に該当する事例、または、これに該当すると判断される際の考え方を明らかにしていただきたい。</p>	<p>「広範囲にわたって多数」については、一般的な例や水準及び判断基準を挙げて示すのは困難。個別の案件に即して、行政が判断していくこととなる。</p>
23	Ⅱ-3-2-1-2(1) ②	<p>該当箇所の「多数の苦情」との記載につき、「多数」に該当する基準が不明瞭である。行政処分の基準として、個別の事案に即して判断されるために具体的な数を明示することができないならば、「多数の苦情」に該当する事例、または、これに該当すると判断される際の考え方を明らかにしていただきたい。</p>	<p>「多数の苦情」については、一般的な例や水準及び判断基準を挙げて示すのは困難。個別の案件に即して、行政が判断していくこととなる。</p>
24	Ⅱ-3-2-1-2(1) ③	<p>該当箇所の「当該行為が違法・不適切であること」との記載につき、割販法に基づいて「適切」な業務の実施が求められるところについて、同法を順守していない場合に「違法」にあたるのだから、「違法」と「不適切」を併記すべきではなく、当該記載は「当該行為が違法であること」と記載すべきではないか。</p>	<p>貴見の内容は、修正の参考とさせていただきます。</p>
25	Ⅲ-3-3-2-4 Ⅲ-3-3-2-5	<p>該当箇所で、「役員が、立入検査事実確認書の取り交わし及び立入検査に係わる講評を受ける」ことになっているが、当社の常勤役員は「代表取締役」1名のみであり、他は非常勤役員であるので、役員の出席のための監査日程の調整などが難しい状況にある。当社では、別にクレジットカード業務を担当する執行役員がいるため、執行役員が立入検査事実確認書の取り交わし及び立入検査に係わる講評を受けられるよう要望する。具体的には、該当箇所の「役員」とある部分を「役員（執行役員を含む）」に変更していただくよう要望する。</p>	<p>本件については会社法に規定する役員に対して行うことを原則とするが、真にやむを得ない事情があると認められる場合には執行役員を排除するものではない。</p>
26	Ⅲ-3-3-2-4	<p>立入検査事実確認書は、検査において、検査官の判断により指摘した事項を確認するものであり、正式な指摘事項は、「意見申出制度」などにより意見の相違が審査等され、立入検査結果通知書で示されると理解しているが、それでよいか。</p>	<p>立入検査結果通知書は、検査官と被検査者の間で取り交わした立入検査事実確認書において確認した指摘事項を精査し、必要な改善の措置を求めるなど、被検査者に対して立入検査の結果を正式に通知するものである。 意見申出制度により提出された意見については、審査の上、意見の相違から新たな事実が判明した場合など、必要に応じ、立入検査結果通知書に反映することとしている。</p>
27	Ⅲ-4-2-1-1/3. (5)(6)(7)(8)	<p>衆議院経済産業委員会の付帯決議において、「支払可能見込額の調査に当たっては、利用者の預貯金等のプライバシーに過度に立ち入ることのないよう指導すること。」とされている。また、預貯金、流動資産、固定資産等の調査については、基本方針(案)において「必要に応じて加算しているか」とされている。 このため、これらの事項は、利用の有無に関わらず必ず調査しなければならない項目には当たらないと理解しているが、それでよいか。 ※Ⅲ-5-2-1-1 も同様。</p>	<p>支払可能見込額の算定に当たって行う、預貯金、流動資産、固定資産等の調査は、必要に応じて行うものである。</p>

番号	条項	質問	回答
28	Ⅲ-4-2-2-2(4)	<p>現状、加盟店情報交換制度では登録されている情報を一括して全件受け取るなどの方法がとれず、また自社の加盟店1軒毎に1回づつ照会を実施しなければならない状況であり、照会作業に多くの手間を要する現況にある。このため、自社の加盟店全部について、とても照会できるシステムではないため、加盟店情報交換制度の登録情報を照会・集計・分析する対象加盟店を限定している。</p> <p>該当箇所では、「加盟店情報交換制度の登録情報を定期的に確認し、登録されている自社の加盟店関係の情報の集計・分析を行い、」とあるが、この文章では、登録されている自社の加盟店を全部照会・集計・分析しなければならないとも受け取れるため、「加盟店情報交換制度の登録情報を定期的に一定数以上確認し、照会した自社の加盟店関係の情報の集計・分析を行い、」に変更するよう要望する。</p>	<p>原案のとおりとさせていただきます。登録情報の確認については、各社が適切な判断のもとに実施すべきものである。</p>
29	Ⅲ-4-2-2-2(5)	<p>意見</p> <p>販売業者等とクレジット会社は加盟店契約に基づいて事業を遂行しており、加盟店契約は、「営業していないなど実質的に加盟店として活動していない場合」であっても、直ちに契約解除できるものではない。</p> <p>このため、加盟店の営業状態や当該加盟店の契約継続の意思などを勘案するなどの適切な対応をとった上で、「適切な措置」を講じるということであり、必ずしも加盟店契約を解除しなければならないということではないと理解しているが、それでよいか。</p>	<p>加盟店の状況を勘案しながら、適切な措置を講じられたい。</p>
30	Ⅲ-4-2-2-3/1.(3)	<p>「クーリング・オフの通知や抗弁等の苦情を」との記述であるが、クーリング・オフの申出が一律に苦情というわけではないため、クーリング・オフのうち苦情と分類されるものについて、類型化する基準が明確になっており、当該基準が適切かつ合理的な内容となっていることが必要との認識でよいか。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>社団法人日本クレジット協会の「包括信用購入あっせんに係る自主規制規則」においても、「クーリング・オフの申出を一律に苦情として扱うことはできない」としているため。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
31	Ⅲ-4-2-2-3/1.(6)	<p>当社は、加盟店情報交換制度の照会・登録業務の外部委託を行いたいと考えている。このため、照会・登録業務を外部委託先名で実施することを認めていただくことを要望する。</p> <p>「加盟店情報交換制度への情報登録につき、自主規制規則に基づき適切に情報を登録することになっているか。」とある部分を「加盟店情報交換制度への情報登録につき、自社または外部委託先から自主規制規則に基づき適切に情報を登録することになっているか。」に変更することを要望する。</p> <p>&lt;補足&gt;</p> <p>当社では、加盟店関係を含め苦情はこれまで0件であり、加盟店情報交換制度に登録した実績もない。ショッピング利用は日額3万円を上限として系統的に規制されており、特商法の特定取引に該当する加盟店もない。他に公共交通事業者に該当する加盟店において、電車・バスの交通利用及びIC定期券利用が可能だが、運送約款等に基づく取引であり、苦情は発生していない。</p>	<p>原案のとおりとさせていただきます。加盟店情報交換制度については認定割賦販売協会が加盟店情報交換制度運営規則に基づき運営しているものであり、本方針で定めるものではない。</p>

番号	条項	質問	回答
32	Ⅲ-4-2-4-3/1.	<p>該当箇所の「(2)本人確認は適正な方法で行っているか」、「(3)本人確認書類は適正か」、「(4)本人確認記録の作成方法は適正か」、「(5)本人確認記録の記録事項は適正か」、「(6)本人確認記録の保存を適正に行っているか」及び「(7)取引記録の作成及び保存を適正に行っているか」の記載につき、犯収法及び犯収法省令の定めを順守して当該記載の事項を「行う」ことが即ち「適正」であって、意見対象が犯収法及び犯収法省令に定める内容を超える事項を求めるものではないと解してよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
33	Ⅲ-4-2-4-3/2.(2)	<p>該当箇所の「疑わしい取引の届出を適正に行っているか」の記載につき、犯収法の定めを順守して届出を行うことが即ち「適正」であって、意見対象が犯収法に定める内容を超える事項を求めるものではないと解してよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
34	-	<p>審査の結果業者が与信を拒否する場合、相手方に対し拒否の具体的な理由を示して拒否しなければならないこととするべきだと思う。その理由は、次のとおり。</p> <p>審査の結果業者が与信を拒絶する場合、相手方に対し具体的な理由を示さない場合もあるのが現状と思われる。しかし、このような与信拒否は、誤った情報や判断に基づき行われる場合もありうると思う。それにもかかわらず、具体的な理由が示されなければ、相手方は、そのような情報や判断の是正を求める機会を奪われることになる。特に、そのような情報が個人情報に関わる場合、相手方は、その開示(個人情報保護法第25条)や訂正等(同法第26条)を求めることができるのであり、このような開示の必要性は、大きいと思う。</p> <p>他方で、業者が適切に審査を行っているのであれば、与信拒否の具体的な理由を示すことに、何ら不都合はないはずだと思う。</p> <p>よって、クレジット取引の健全な発達のため、上記のとおり、相手方に対し拒否の具体的な理由を示して拒否しなければならないこととするべきだと思う。</p>	<p>今回のパブリックコメントに直接関係するものではないため、参考意見として承る。</p>

※条項欄、質問欄に記載している条項は、パブリックコメント実施時のもの。